

平成30年 第3回定例会

上里町農業委員会 会議録

平成30年3月26日(月)

## 平成30年 第3回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	平成30年3月26日(月)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：及川慶一 事務局係長：戸矢信男 主事：田島一成		書記	事務局主事 田島一成

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	×	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	○	—	横尾 邦雄	○
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	○
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	○
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	×
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	○
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号3番 藤島 廣二 委員 議席番号4番 黒澤 順子 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 田島主事 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第3条の説明をさせていただきます。1番ですが、譲受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 4039㎡、青地および白地であり、地目は畑、受人の居住地から申請地までは約2.6km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は11,152㎡で、すべて自作でございます。従業者数は1人、機械に関しては耕うん機2台を所有、作付品目はネギとのことです。譲受人は44歳の専業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p>
	<p>議 長  小林 進 委員</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。  1番について 今回売買となる筆の一部は遊休農地となっていたところでございますが、現場は現在きれいになっておりま</p>

		す。ただ、一部の農地が宅地内に存在するとみられます。こちらは農地として登録されている場所なのか、また、作付はできるのかが疑問です。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	川田 貴之委員	農地が存在する宅地は、譲渡し人の持家なのでしょうか。
	小林 進委員	譲受人が宅地についても買い受けたとの話を聞いています。
	石関 準一委員	譲受人の所有農地で野焼きをしているように思います。また、譲受人は兼業農家となっているが、建設業をやっているように思います。
	黒澤 順子委員	今回購入される宅地に、ごみが置かれている印象を受けています。宅地内の農地についてごみを置かれなないように、譲受人から現状をお聞きしたほうがいいのではないのでしょうか。
	齋藤 直 委員	申請地の一部に宅地内とみられる農地がありますが、その農地については農地法5条による売買ではないのでしょうか。
	敷地 友好委員	譲受人は兼業農家とのことですが、建設業をやっている印象を強く受けています。耕作状況について、今一度確認すべきなのではないのでしょうか。
	議 長	事務局、どうでしょうか。
	事 務 局	各委員さんのお話を伺うと、不確かな現状があるかと思しますので、許可、不許可の他に、保留とし、現状を詳細に把握したのち、次回定例会に提案するという方法もあるかと思います。

<p>日程第3 議案第9号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	議 長	<p>わかりました。それでは、採決を取りたいと思います。許可だと思ふ委員は挙手をお願いします。 ～挙手なし～</p>
	議 長	<p>続いて、不許可だと思ふ委員は挙手をお願いします。 ～挙手なし～</p>
	事 務 局	<p>続いて、保留だと思ふ委員は挙手をお願いします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、保留といたします。</p>
	議 長	<p>日程第3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第4条の説明をさせていただきます。 1番ですが、大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 5 26㎡、地目は畑、転用目的は長屋住宅、申請人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。隣接する宅地と一体利用です。申請地付近にはショッピングセンターがあり、住宅に囲まれていることから借家の需要が見込まれるため申請となりました。 2番ですが、大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 9.7㎡、地目は畑、転用目的は進入路、申請人の職業は自営業、形態は追認、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は進入路として使用していた農地であり、是正の為今回申請となりました。始末書の添付があります。 3番ですが、大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 9.7㎡、地目は畑、転用目的は進入路、申請人の職業は無職、形態は追認、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。2番と同様の申請地であり、申請地は進入路として使用していた農地です。是正の為今回申請となりました。始末書の添付があります。</p>

<p>日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	板垣 幸一 委員	1番について 問題ありません。
	並木 利明 委員	2番・3番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から10番を提案いたします。 事務局による説明を求めます
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 東京都〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。 土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 573㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用 目的は農家住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみら れます。宅地に接続しています。除外済でございます。国道17号バイパスに伴う用地買収により、代替地

		<p>である申請地に農家住宅を建設するため申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1 2 4 0 m<sup>2</sup>、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は駐車場、譲受人の職業は代表役員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。これまで借りていた駐車場が使用できなくなってしまった等の理由から、現在の駐車スペースが足りない為申請となりました。</p> <p>3番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 熊谷市〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1 6 2 m<sup>2</sup>、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅2棟、譲受人の職業は不動産業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は日当たりがよく、住宅地に適していることから申請となりました。隣接する宅地と一体利用です。</p> <p>4番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 熊谷市〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 9. 7 m<sup>2</sup>、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は進入路、譲受人の職業は不動産業、形態は追認、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は進入路として使用していた農地であり、是正の為今回申請となりました。始末書の添付があります。</p> <p>5番ですが、借人 さいたま市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、貸人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1 6 9 m<sup>2</sup>、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は作業所、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請人は歯科技工士であり、個人事業主として作業所を作り、仕事の拠点としたいため申請となりました。</p> <p>6番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 9 9 9 m<sup>2</sup>、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は貸店舗、譲受人の職業は会社役員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地から50mほどの場所です。開発の進む申請地に貸店舗を建築し、家賃収入を得るため申請となりまし</p>
--	--	---

	<p>議 長</p>	<p>た。</p> <p>7番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 8 1 3 m<sup>2</sup>、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は土地分譲、譲受人の職業は不動産業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地から50mほどの場所です。申請地を買い受け、土地を分譲販売するため申請となりました。</p> <p>8番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 9 1 8 m<sup>2</sup>、地目は田及び畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は店舗及び駐車場、譲受人の職業は不動産業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地から50mほどの場所です。申請地を買い受け、店舗の建築とそれに伴う駐車場の確保をしたいため申請となりました。</p> <p>9番ですが、賃借人 東京都〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、賃貸人 東京都〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1, 1 5 5 m<sup>2</sup>のうち700m<sup>2</sup>、地目は畑、権利内容は7か月間の賃貸借権設定、転用目的はパイプライン工事、賃借人の職業は石油鉱業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。申請地は宅地から100mほどです。ガス管理設と廃止管撤去の為の工事ヤードが必要なため申請となりました。申請地は過去にドライブインとして農地転用許可を得ていましたが、目的は達成されませんでした。また、現在は資材置場として使用されていますが、目的外使用のため、埼玉県を担当と共に是正指導を行いました。結果、9月までに資材の撤去を行う旨の誓約書を埼玉県に提出しております。9月以前の工事の際に妨げとなるものについては移動するとのことです。</p> <p>10番ですが、賃借人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、賃貸人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 2, 7 5 3 m<sup>2</sup>のうち224. 2 m<sup>2</sup>、地目は畑、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路、賃借人の職業は砂利採取業、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から50mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
--	------------	---



	清水 晴保委員	1 番について 問題ありません。
	須賀 庄衛委員	2 番について 問題ありません。
	並木 利明委員	3 番・4 番について 問題ありません。
	松本 保夫委員	5 番について 問題ありません。
	坂本 克次委員	6 番・7 番・8 番について 問題ありません。
	関根 健次委員	9 番について 問題ありません。
	石関 準一委員	1 0 番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[閉 会]	議 長  議 長  会 長 代 理	～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思しますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。  以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。
----------	-------------------------------	---

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

平成30年3月26日

議 長

印

(藤島 廣二 委員)

署 名 人

印

(黒澤 順子 委員)

署 名 人

印